

奈良教育大学附属学校（園）長選考規則

平成16年4月1日  
制 定

改正 平成17年 2月24日規則第11号  
改正 平成20年12月12日規則第84号  
改正 平成21年12月11日規則第65号  
改正 平成24年 2月22日規則第17号  
改正 平成27年 2月27日規則第10号  
改正 平成27年 7月29日規則第39号  
改正 平成29年 1月27日規則第 2号

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良教育大学附属中学校長、附属小学校長及び附属幼稚園長（以下「附属学校長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

（選考時期）

第2条 附属学校長の選考は、次の各号の一に該当するときに行う。

- 一 附属学校長の任期が満了するとき。
- 二 附属学校長が辞任を申し出たとき。
- 三 附属学校長が欠員になったとき。

2 附属学校長の選考は、前項第一号の場合は任期満了日の少なくとも3か月前から行い、前項第二号及び第三号の場合はその日から1か月以内に行うことを原則とする。

（附属学校長推薦委員会）

第3条 附属学校長候補者を選考するため、奈良教育大学に附属学校長推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 教授会で選出された教育研究評議会評議員のうちから 4人
- 二 当該附属学校（園）副校（園）長
- 三 当該附属学校（園）から選出された主幹教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから 3人

3 委員会に委員長を置く。

4 委員長は委員の互選による。

5 委員会は学長が招集し、委員長が議長となる。

6 委員会は構成員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 委員会の審議事項は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（附属学校長候補適任者の推薦）

第4条 教授会及び当該附属学校（園）は、本学専任の教授のうちから、それぞれ附属学校長候補適任者3名を委員会に推薦する。

(附属学校長候補者の推薦)

第5条 委員会は、教授会及び当該附属学校(園)から推薦された附属学校長候補適任者のうちから附属学校長候補者3人を学長に推薦する。

(任命)

第6条 学長は、前条による推薦を経て、附属学校長を任命する。

(委員会の解散)

第7条 委員会は、次期附属学校長が発令されたとき任務を終了し、解散する。

(教育研究評議会等への報告)

第8条 学長は、附属学校長の選考結果を速やかに教育研究評議会及び教授会に報告するものとする。

(任期)

第9条 附属学校長の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 附属学校長が任期満了前に辞任し、又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残余の期間とする。

(事務)

第10条 附属学校長の選考に関する事務は、総務課がこれを処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

#### 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に在職する附属学校長は、この規則により選考したものとみなす。ただし、附属小学校長の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。

附 則 (平成17年規則第11号)

この規則は、平成17年2月24日から施行する。

附 則 (平成20年規則第84号)

この規則は、平成20年12月12日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年規則第65号)

この規則は、平成21年12月11日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第2号)

1 この規則は、平成29年1月27日から施行する。

2 改正後の規則第3条の規定については、平成29年度評議員から適用し、平成28年度までの評議員については、なお、従前の規定を適用する。